



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

第265号2011年3月1日

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

壊された社会の再生に向けて

二〇一〇年度構成団体研修会

1月25日(火)、千曲市上山田温泉において、構成団体研修会を開催。各構成団体の重点課題と具体的な取り組み等の報告、県労福協が受託する「パーソナル・サポートモデル事業」の説明、全体を通じての意見交換が行われました。また今回は内閣府特別顧問・中央労福協会長笹森清氏を講師にお招きし講演をいただきました。

研修会は瀧澤副理事長の開会挨拶で始まり、近藤理事長が「県労福協は昨年11月30日に結成50周年を迎え、今年4月には県労働基金と合併することになっている。これらを一つの節目として新たなスタートをする年になる。先般、長野県より委託される予定のパーソナル・サポート・サービス・モデル事業について説明会を実施したが、約60名の参加があり、関心の深さやうかがえた。このことから、県労福協は50年培ってきた地域を支える基盤をより確固たるものにしていかなくてはならない。経済状況が厳しい中、労組はしっかりと春闘に取り組み、また事業団体はそれぞれの立場でその役割を果たし、労福協は福祉事業の要となつて事業に取り組みでいきたい。本日は有意義な研修となるようお願いしたい」と挨拶を行いました。

「労働者自主福祉運動のあゆみと展望」と題してお話をいただきました。まず笹森会長は昨年10月に就任された内閣府特別顧問についてその業務内容や政府の状況を説明され、本題に入り戦後から今日までの政治・経済・労働・社会の変貌、そして日本の抱える課題、労福協運動の方向性を語られました。特に4つの社会変化(少子高齢化、グローバル化、IT社会、循環型社会)と、6つの労働力(高齢者・女性・障害者・新卒・外国人・労対立)に触れ、少子高齢化の人口減少社会を認識し、人生50年から90年時代に対応する「社会システムのルールの作り変え」が必要であること、壊された日本社会の再生のための労働運動の役割、福祉運動の役割、共感の得られる運動の展開、これからは同質だけの協力Ⅱ「和」ではなく、専門家、市民団体、NPOなど異質なものと協力Ⅱ「積」が重要となることなどを具体的な状況を紹介する中で訴えられました。



労福協運動の方向性を語る 笹森会長

この後まず事業団体(労働金庫、全労済、生協連、住宅生協、労働基金)、続いて労働団体(連合、労組会議、県労連、勤労協、高齢・退職者連合)から事業の課題と具体的な取組が報告され、続

いて青木専務理事より労福協が長野県より委託される「パーソナル・サポート・サービス・モデル事業」について具体的な実施体制や先頃行われた説明会の状況などが報告されました。

続いて全般を通しての意見交換が行われ、労組会議より出された暮らしサポートセンターと、地区労福協の在り方についての要望に対して、県暮らしサポートセンター北原副会長と労福協青木専務理事より回答が行われ、また勤労協三井会長(シヨブ諏訪所長)より「お金の相談ダイヤルを実施した。本当に困っている人は融資を受けられないが、このような人になんとか融資が出来ないものか」などの意見が出されました。

最後に飯田副理事長が「このような時代、労福協や事業団体がやるべきことには際限がない。目的達成のためにそれぞれの立場でしっかりやってほしい」と閉会の挨拶を行い、研修会を終了しました。

有意義な討議が行われた2010構成団体研修会



「この後まず事業団体(労働金庫、全労済、生協連、住宅生協、労働基金)、続いて労働団体(連合、労組会議、県労連、勤労協、高齢・退職者連合)から事業の課題と具体的な取組が報告され、続いて青木専務理事より労福協が長野県より委託される「パーソナル・サポート・サービス・モデル事業」について具体的な実施体制や先頃行われた説明会の状況などが報告されました。続いて全般を通しての意見交換が行われ、労組会議より出された暮らしサポートセンターと、地区労福協の在り方についての要望に対して、県暮らしサポートセンター北原副会長と労福協青木専務理事より回答が行われ、また勤労協三井会長(シヨブ諏訪所長)より「お金の相談ダイヤルを実施した。本当に困っている人は融資を受けられないが、このような人になんとか融資が出来ないものか」などの意見が出されました。最後に飯田副理事長が「このような時代、労福協や事業団体がやるべきことには際限がない。目的達成のためにそれぞれの立場でしっかりやってほしい」と閉会の挨拶を行い、研修会を終了しました。

二〇一一年新春交歓会
新たな役割を自覚し、もう一歩踏み出そう!



年頭のあいさつを述べる近藤理事長

県労福協構成団体による実行委員会主催の2011年新春交歓会が、1月5日(水)長野市ホテル国際21にて開催され、来賓65名を含む総勢270名が出席し賑やかに開催されました。
構成団体代表者が登壇し、近藤理事長が主催者を代表して挨拶を行い、「二〇一〇年は先の見えない不透明な年だったが、今年は労福協は50年の歴史や伝統を踏まえ、新しい役割を自覚し一歩踏み出す年。4月1日には労働基金と合併し新しい力を得ながら大きく役割を果

たしていきたい。これからますます地方の時代となっていく中、地域主権・医療・介護など様々な課題が地域に投げかけられている。それを受け止めながらその地域に合った仕組みをどう創っていくかが問われている。行政だけでなくNPO、民間、経済団体、労働団体など様々な団体を重層的にネットワークとしてつなぎ合わせその力を紡ぎだしていくことが求められている。時代の節目に適切に対応しながら県労福協として勤労者だけでなく県民の期待に応えられる組織を作っていきたい」と抱負を述べました。
新春交歓会の場を借り、労福協結成50周年記念事業の一環として実施された「ベトナム福祉視察の旅」に共催参加した県ベトナム交流協会より、視察時に購入した枯葉剤による障害を持った子供たちが作った刺繍を県労福協に贈呈したいという申し出により、瀬木県ベトナム交流協会副会長(視察団名誉团长)より近藤理事長に刺繍が贈呈されました。

ベトナム協会から刺繍の贈呈を受ける



労福協気づきキャンペーン

「ご存知ですか?消費者金融の実態」

講師：経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏



気づきキャンペーンの一環として、テレビ・ラジオなど報道番組等で活躍中の経済ジャーナリスト須田慎一郎氏をお迎えし、北信・須高・長野の三地区労福協合同主催による講演会を開催。会員以外の一般来場者も含め100名を超える方々に来場いただきました。

須田氏は寒波による新幹線の遅れを心配され、予定よりかなり早い時間に会場入りされ、また講演も予定時間を超えてお話を続けられるなど、講演会を重視してくださった姿勢が強く感じられました。

以下講演内容の要約

- ◆消費者金融の利用は、バブル崩壊以前は、将来所得の前借りとして機能してきたが、現在のような賃金が上がらない時代には、将来所得の取り崩しであり、大きなリスクとなる。
- ◆輸出産業は、かつては景気の牽引役であったが、現在のように国際競争にさらされた状況下では、利益を上げても最新の機械や工場の設置、技術開発等のコストに追われ、部品単価や賃金等への利益配分がなされない。産業構造が変わらない限り賃金はもう上がらない。
- ◆マスコミは時として、改正貸金業法の施行によって、借りられない人が出る、よって自殺者が急増する、ヤミ金業者がはびこるなどと言って消費者金融業界の肩を持ちたり、また業界は政治の側に法改正による見直し、緩和を求めたりしている。しかし、肝心なことは、このような時代にはもう消費者金融を利用しないことである。
- ◆多重債務問題の根本には低所得があり、その背景には、母子家庭の問題、高齢者世帯の増加、DV等々のあらゆる社会問題がある。多重債務問題だけを解決しても、それが根本的な解決にはならない。
- ◆改正貸金業法は一つの穴をふさいだ。しかし、その先をケアしていくのは、労働団体や福祉団体などの役目であり、その役割は益々大きくなる。

PS説明会にNPO等60名余が参加 「パーソナル・サポートモデル事業」

2011年1月20日(木)、長野県労働金庫本店ビルの会議室に於いて、長野県と県労働者福祉協議会によるパーソナル・サポートモデル事業(略称:P Sモデル事業)説明会を開催しました。

主催者を代表して県労協近藤光理事は、「労協50年の歩みの上に立ち、更に労働者や県民への奉仕として長野県らしいモデル事業を、今日ご参集のみなさんと創ってほしい」と挨拶を行いました。

続いて、長野県商工労働部 西川勉主査から、県が国に提出した「P Sモデル事業」実施計画の概要が説明され、引き続き、県からの委託予定先団体である県労協の青木正照専務理事より、長野県版・P Sモデル事業のより具体的な事業内容及び運営方針が説明されました。



事業概要を説明する県の西川主査

この後、村上晃弁護士が「P Sモデル事業」への抱負と期待を話され、続いて県下各地より参加したボランティア団体やNPO団体等の60人余を超える参加者より、熱い思いや、意見・質問が次々に出されました。多くの時間を意見交換に

割いたにもかかわらず、関心の高さから時間が足りず、話し尽くせなかった要望・意見・提案・担当者への応募希望などは、アンケートにて回収し、後日、P Sモデル事業の運営に反映させていただくことを約束して意見交換を終了しました。

沖縄県労福協PSセンター視察報告

県労協がP Sモデル事業を長野県より受託実施することとなり、2月14〜15日の日程で、長野県より商工労働部の三井、西川担当官、県労協より青木専務理事、榎野就職相談員、堀相談アドバイザーの計5人で、モデル事業を昨年11月より実施している沖縄県労福協PSサポートセンターを訪問、視察研修を行いました。

2月14日午後沖縄に到着後、まず沖縄県庁を訪問、商工観光部雇用労政課大城主任より、沖縄県におけるP S事業の概要説明を受けました。沖縄県では県庁と沖縄県労協の所在地が近いこともあり、親密に事業運営を行っており、特に県雇用労政課が福祉関係や雇用関係で縦割り行政の間に入りP S事業での行政との摩擦解消に一役買っているということでした。この後事前に提出しておいた質問に対し、県、沖縄県労協より回答をいただきました。

た。

沖縄県労協からは実際のP Sモデル事業の状況が説明され、11月の開所以来既に130人の新規対象者があり、45日間の稼働で1日平均約13人の来所者があること、再来所者が448人に上り、日増しに増える相談者に17人のスタッフでは追いつかない状態になっていくということでした。課題としては公的なセーフティネットを必要としている支援対象者が多く、ハローワーク・行政・社協などとの強固な連携が必要。メンタル的な課題を抱えている支援対象者が多いことから、医療機関や精神保健福祉士、ケースワーカーとの連携が重要。地域支援ネットワーク構築が不十分ではないかと挙げられていました。また、長野県のモデル事業に対して、センター一ヶ所あたり数名のサポーターでは体制が不十分ではないか、サポーターの資質については経験ある専門家が必要であること

などが指摘されました。この後沖縄県労協PSセンターを訪問し島袋センター長よりセンターの説明を受けました。

2日目は実際に相談者に向き合っているパーソナル・サポーターやアシスタント・パーソナル・サポーターより生の意見を聞きながら実態をつかみました。長野県のP S事業では3月に入り長野市にセンターを設置し、月末の開所に向けて人的体制や事務所の体制を整えていきます。沖縄県では全県規模の支援体制は難しいとの指摘もありました。が、今回の視察を参考に、長野県の特徴を生かして、独自のP Sモデル事業を作り上げていきたいと考えています。

2011年度 勤労者 体育大会開催日程のお知らせ

種目別実施日及び会場

- ①バレーボール(男・女) 10月2日(日)
 - ・長野市東和田 長野運動公園総合体育館(メイン)(サブ)
- ②テニス(男・女) 10月29日(土)
 - ・長野市東和田 長野運動公園「テニスコート」【*雨天の場合は、当日、連盟審判団の指示に従い対処する】
- ③バドミントン(男・女) 10月2日(日)
 - ・長野市篠ノ井 南長野運動公園「総合体育館」
- ④野球
 - 10月1日(土)
 - ・長野市東和田 長野運動公園「県営長野球場」
 - ・長野市篠ノ井 南長野運動公園「長野オリンピックスタジアム」
 - 10月2日(日)
 - ・長野市篠ノ井 南長野運動公園「長野オリンピックスタジアム」【*雨天の場合は、当日、連盟審判団の指示に従い対処する】
 - 【*土曜日が雨で中止の場合は日曜日でも中止とする】



沖縄県労協のパーソナル・サポートセンター

連合長野 すべての働く者の雇用と生活の安定へ! 2011春季生活闘争本格交渉スタート!

春闘スタート!!

闘争方針決定! 第23回地方委員会

連合長野は1月21日、2011春季生活闘争方針を決定する『第23回地方委員会』を開催、経過報告・闘争方針・当面する諸課題などの議案を審議し採択されました。

地方委員会冒頭、近藤会長は『今次闘争は「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた重要な取り組みとなる。すべての労働者の雇用と生活を守るために「労働条件の維持・復元と、政策制度の取り組みを車の両輪として2011闘争を強力に推進していく」と力強く、闘争に向けた決意と連合運動への理解・協力を訴えました。

地方委員会終了後には、本部講師を招き、連合闘争方針とともに、各組合が交渉で直面することが予想される課題にどう対処するかなどを学ぶ2011春季生活闘争学習会を開催しました。



暮らしの安心・安定に向け“ガンバロー”

闘争開始宣言! 街宣行動を実施

毎月実施している

「希望と安心の社会づくり街頭行動」1月行動では、構成組織や地協の代表者、民主党県連等の応援を受け、闘争開始宣言に併せ街頭調査を実施しました。晴天のもと、暮らしアンケートに100名を超える市民の皆さんにご参加いただきましたとともに、配布したリーフレットを多くの人が手にするなど、人々の生活・雇用に対する関心の高さを改めて実感しました。街頭アンケートの結果は、民主党国会議員にも報告、実態を今後の政策に活かしていただくよう要請しました。



多くの皆さんに協力いただいた街頭調査

経営者協会等4団体への申し入れ

2月8日、県経営者協会などの懇談を行い、春季労使交渉に関する諸問題について意見交換を行いました。冒頭、近藤会長からは「全ての働く者の指針となる闘争展開をしたい。ミクロに埋没することなく、マクロの視点で議論していただきたい」、経営者協会からは「労使は運命共同体。双方が自社の収益環境を直視し、実態に応じた協議を行う必要がある」と挨拶、その後、活発な意見が交わされました。最後に、両会長から「春季交渉がよりよい社会の実現に向けた道筋を描く契機になればと願う。勤労者の豊かさ企業成長が両立できるよう、一緒に取り組めるところは連携を図り、今後重要な問題について協議を進めていきたい」との表明がされました。

県労連

評議員会で春闘方針決定!!

1月7日に全労連の全国一斉新春宣言行動が行われました。長野駅前では、雪の降りしきる中、25人が参加して500枚のピラを配布しました。宣伝カーからは、高村県労連議長をはじめとして、国公共闘、医労連、通信労組、長野地区労連などの仲間がマイクを握り、労働者の賃上げと雇用確保を訴えました。



宣伝カーから訴える高村議長

1月15日には第30回評議員会が開催され、春闘方針を決定しました。労働者

報酬が下がる一方、大企業は内部留保を溜め込み続けている中、賃上げで内需主導の景気回復を実現し、閉塞感を打ち破る取り組みの重要性が強調されました。そして、「このままでは」の危機感を共有して、労働者の要求実現に向けて奮闘し、月額1万円以上、時給100円以上の賃上げをすべての組織で要求し、政治も変えていく決意を固め合いました。



春闘方針を決定した評議員会

あらゆる相談に対応 NPO法人ユニオンサポートセンター

NPO法人ユニオンサポートセンターは、松本地区労組会議が実施してきた相談活動を発展的に継承し、市民生活・労働問題の相談・解決のための独立した専門的な相談センターとして、2005年3月に設立されました。

平日の専任相談員による無料相談と毎月第三土曜日の専任の弁護士・司法書士による特別無料相談会を実施し、新規の相談件数は、2010年までの6年間で2789件にも及び、相談内容も職場のトラブルから金銭関係、家庭問題、不動産関係、生活保護など市民生活のあらゆる分野の相談に対応してきました。

その際、問題の解決のために必要なアドバイスや専門機関・専門家を紹介するだけではなく、相談者の要望を受けて、トラブル対処の職場や相手方との直接交渉をはじめ、労基署、ハローワーク、市役所等の公的機関や法律事務所等の専門家への相談に同行もして、問題解決のための総合的なサポートをしてきました。

現在、松本市の労働相談支援事業や松本市勤労者共済会の法律相談事業を受諾し、行政機関から紹介も増えています。

市民の雇用・生活をサポートする

労働・生活相談

松本市の労働相談支援事業を実施しています
こんなことでお困りの方はお電話ください

- 労働条件の改善
- 賃上げ交渉
- 雇用契約書の作成
- 労働組合の結成
- 労働争議の解決
- 生活保護の申請
- 借金問題の相談
- 家族問題の相談
- 不登校・不登校の相談
- 障害者の雇用
- 高齢者の雇用
- 外国人労働者の雇用
- 外国人労働者の生活
- 外国人労働者の相談

0263-39-0021
0263-33-6000

相談無料

ユニオンサポートセンター

全労済 こくみん共済から 「生きるための保障」が4月より新登場

こくみん共済はこれまで皆さまの暮らしに無理なく、安心の保障を提供してきました。近年では、医療技術の進歩により難しいとされていた病気の治療が可能になる反面、高額な医療費負担も増えてきました。

そこで、こくみん共済では、先進医療やガン、後遺障がいなどの保障に重きを置いた新保障を4タイプ用意しました。それが、こくみん共済の新しいコンセプト「生きるための保障」です。

※次のタイプ別の内容は、共済商品の概要を説明したものです。

生きる安心タイプ

加入できる方 満15歳～満59歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

月々の掛金 **2,500円**

※満60歳をすぎたあとは、最高満65歳まで保障が続く移行タイプをご用意しております。

交通事故や不慮の事故等で身体に重度障がいが残ったとき **1,000万円**の保障

重度障がいの状態が6ヶ月間続いたとき生活支援の**500万円**をお支払い

医療安心タイプ

加入できる方 満0歳～満59歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

月々の掛金 **2,300円**

※満60歳をすぎたあとは、最高満70歳まで保障が続く移行タイプをご用意しております。

手術1回につき **60,000円** 日帰り手術も保障 (全労済所定の手術)

先進医療を受けたとき **600万円**までお支払い (技術料相当額)

がん保障プラス

加入できる方 満15歳～満44歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

月々の掛金 **1,400円**

基本タイプ・終身医療5000に組み合わせて加入いただけます。単独の契約はできません。

がんと診断されたとき **100万円**を保障(1回限り)
(悪性新生物)

キッズ満期金付プラン

お子さまの教育資金をお考えのお父さま、お母さま方へ。

キッズ満期金付プランはキッズタイプ・キッズワイドタイプにセットできる生命保障付満期金のプランです。元気に成長するお子さまを見守りながら、進学に備えた教育資金を用意しましょう。

お子さまの病气やけがに備える保障 **キッズタイプ** + **キッズワイドタイプ**

教育資金として満期金を受け取るプラン **キッズ満期金付プラン**

中学入学準備コース、高校入学準備コース、大学入学準備コース。ご希望のコースをお選びいただけます。コースの組み合わせOK!

※キッズタイプ(キッズワイドタイプ)は満期金受取後も満18歳まで継続できます。

満期金は50万円と100万円
満期金額は通算して300万円を限度とします。

※詳しい内容の資料請求は次の連絡先で受け付けています。TEL026-235-6139

住宅エコポイント延長！さらに拡充!! 「家電エコポイント」の 次は住宅エコポイントが熱い!!

お得な制度を知らなきゃ損!!

簡単に言うと、「家電」ポイントの住宅版です。基準をクリアした、窓、断熱材などにポイントをつけて、商品や金券などに交換できる、あるいは、追加工事に充当できる制度です。最大30万円です。期間は2011年12月31日まで延長されました。対象工事は、

- ①窓を二重にするリフォーム
 - ②壁床天井の断熱リフォーム
 - ①②と同時に付くポイント
 - ③同時に設置する付くポイント
- 新たに追加された項目は、①②③同時に設置する付くポイントが付きませんが、

- 「節水型トイレ」
 - 「高断熱浴槽」
 - 「太陽熱利用システム」の3項目。
- 「節水型トイレ」と「高断熱浴槽」は、リフォームの場合だけの特別拡充です。

さて、部屋が寒い最も大きな要因はなんだと思いますか?

それは、「窓」の開口部です。一般住宅で、開口部の占める割合は10%～25%です。しかし、ある調査では、窓から逃げた熱は50%～80%の結果が出ています。このことは少ない面積の窓の断熱性能を高めることで格段に暖かい家ができることを示しています。当然面積も少なくても費用も安く済みます。

窓の改修方法でお手軽に効果抜群なのは、今ある窓の内側に内窓を追加して「三重窓にする方法」です。内窓は窓の大きさに合わせて、加工することでできるので、規格に合わない昔の窓にも取り付けることができます。

開け閉めはちょっと大変になりますが、「窓と窓の間に空気層ができます」この空気層が、大きな断熱効果を発揮し、外気の影響を受けにくくしてくれます。

断熱効果が増すと、省エネ性・熱効率が高まり、冷暖房コストを節約できます。また、結露の発生も軽減してくれます。さらに、音を遮る効果もアップします。二重窓になるので、視覚的効果とガラス破りの時間かせいで、防犯性も向上します。すなわち省エネ、防露・防音・防犯性といった性能が一気に高まるリフォームです。

窓は一回取り替えてしまえば割れでもしない限り交換しませんが、10年、20年と「見えない効果がある」ので長期的に見れば、良い商品を使う方が安く済みます。じゃあ、いつするのか? ポイントが付くうちの方がお得です。こうせやるなら「今が旬」です!



発行ポイント数

エコリフォーム(1戸あたり300,000ポイントを限度とする。)

	大(2.8㎡～)	中(1.6㎡～2.8㎡)	小(0.2㎡～1.6㎡)
内窓取付・外窓交換	18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
外壁・屋根・天井、床の断熱改修	100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修(50,000ポイントを限度とする)	5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント
住宅設備の設置	太陽熱利用システム 20,000ポイント	節水型トイレ 20,000ポイント	高断熱浴槽 20,000ポイント

高校生から感謝の言葉が多数寄せられました

須坂地区労福協・ろうきん須坂支店が「高校生のためのマネートラブル基礎講座」を開催しました。

昨年12月16日、須坂商業高校全3学年生(141名)を対象に、「高校生のためのマネートラブル基礎講座」が開催されました。主催は、須坂地区労福協とろうきん須坂支店で、支店職員が講師を務めました。

この取組みは、現在労福協が進めている「気づきキャンペーン」の一環で、昨年6月に須坂市内全4校(須坂商業・須坂・須坂東・須坂園芸)の教頭先生に対し、「高校生向けのクレサラセミナー」を提案していたもので、今回は須坂商業高校に採用い

高校生から寄せられた感謝の声

- 自分にも架空請求が来たことがあって、父親に相談したら「無視していい。」って言われて、ずっと心配してたけど講座を聞いて安心した。
- これから卒業後、お金に関することが多くなると思います。今回聞いたのは知らないことばかりで、この講座を聞かなかつたら、きっと騙されたらうなと思います。
- 私は人に騙されやすいので、「マネートラブル基礎講座」を受けてよかったですと思います。ありがとうございました。
- おじいちゃん家に白アリを除去する業者がきたらしいので、同じ話を聞いてびっくりしました。お年寄りを狙うなんてひどいです。
- この講座を聞いていなかったら将来引っかけたことも知れないと思いました。本当に講座を聞いてよかったです。
- 実際に届いた架空請求のコピーを見て驚きました。あんなにリアルにできている書類

- 悪質商法は人事ではなくても身近なことなんだと思いました。電話やメールがきてもあせらず慎重に対処したいです。
- 講師が自分と周りの人の実体験を話してくれておもしろかったです。
- 「自分は大丈夫!」という考えはやめたほうがいいということがあった。
- うるような悪質商法があって、どんなものなのか、わかってよかったです。携帯電話を使うことが多いので気をつけたいと思った。
- 将来カードを使うことがあるかもしれないので気をつけたいです。
- アポイントメントセールスを見ていて、引っかけそつで危ないと感じたので気を付けたいと思いました。...他。

ただき、3年生のLHR(ロング・ホーム・ルーム)の時間を活用して講座を開く運びとなりました。



熱心に耳を傾ける高校生

「高校生が近い将来、多重債務や悪質商法等のマネートラブルに巻き込まれないために、社会人となる前にお金に関する理解を深めて(気づいて)もらう」ことを目的に開催をした本講座に対して、3学年主任の先生からは、「架空請求など身近な事例が数多くあり、たいへんわかりやすかった。高校生に對して、こういった教育はしっかりとやっ

ていかなければいけない。」とのうれしいコメントをいただきました。

昨年9月に実施された佐久地区労福協主催の講演会においても、宇都宮弁護士が「高校生などにも多重債務の問題を教えないといけない。」と呼びかけをされており、

今回はタイミング良く開催をすることができました。

今後も各地区労福協と連携しながら、地域の勤労者はもちろん高校生に対しても、この「気づきキャンペーン」を少しでも前進させたいと考えています。

諏訪地域で「お金に関する相談ダイヤル」を初めて実施

2010年12月13日(月)～19日(日)まで、諏訪地域で初めてとなる、「お金に関する相談ダイヤル」が実施

された6件の相談が寄せられました。これは、ジョブながのライフサポートセンターと諏訪地区暮らしサポートセンターが中心となり勤労者を対象に取り組んだものです。

PR活動については、労組へのチラシ配布や新聞折り込みも検討しましたが、年末は折込チラシも多く、経費がかかる割に効果が薄いと判断し新聞広告記事を中心に行うことにしました。

また、諏訪地方では以前から諸団体が様々な相談事業をしていること、地区労福協が設置されていないこともあり、どの位の相談が寄せられるか心配もありましたが思い切って取り組むことにしました。

結果的に相談は6件で、その内3件は多重債務で深刻な問題を抱え悩んでいました。3件とも未組織勤労者のために労金での救済が難しく今後の対応に課題が残りました。

上小・佐久地区も実施

上小・佐久地区においても、2010年12月13日(月)～17日(金)まで、「お金に関する相談ダイヤル」を実施しました。期間中の相談件数は15件でした。

特徴として、今回は佐久地区と上小地区が連携し、「東信地区相談会」という形をとりました。15件中5件が多重債務の相談であり、またまだ多重債務に苦しんでいる勤労者は多いと感じました。組織労働者からの相談という観点からは相談時間帯や開催曜日について検討課題が残りました。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.31

「社会保険の被扶養者」



山口 正人 特定社会保険労務士

今号は、社会保険の被扶養者について、被扶養者になれるのかどうか「扶養の範囲」や、また、パート勤務の妻の扶養について、特定社会保険労務士の山口正人相談員の相談事例をご紹介します。



くらし・なんでも相談

【事例①】

京都にいたる大学院生の息子（30歳）が結婚することになり、近く子供が生まれる。息子に仕送りしている額を今後さらに増やして生活を支えていくが、別居した状態でこの息子夫婦と孫の3人を、父親である自分の社会保険の被扶養者とすることができるか。

死亡または出産に関しても保険給付を行うこととしている。

被扶養者の申請手続きは、会社が全国健康保険協会や健康保険組合等の保険者を通じて行う。

【被扶養者の範囲】

- 主として被保険者に生計を維持されている人で
- ①被保険者の直系尊属（親・祖父母・曾祖父母）
- ②配偶者（内縁関係も含む）
- ③子、孫および弟妹
- 被保険者と同居し、かつ被保険者に生計を維持されている人で
- ④被保険者の三親等内の親族（兄弟、伯叔伯母、甥姪等）
- ⑤被保険者の内縁の配偶者の父母および子

【回答】 被保険者からの仕送りによって3人の生活が維持されていれば、同一世帯でなくとも被扶養者になれる。被扶養者となる者がアルバイト等である場合は、130万円未満で、被保険者の収入の半分未満であることが必要要件となる。

【被扶養者】

○組合健康保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・共済組合など、勤め先での健康保険の被保険者本人と生計を一にする家族などを「被扶養者」とい

い、健康保険法ではこの被扶養者の疾病、負傷、

ワンポイント

健康保険法ではこの被扶養者の疾病、負傷、別居：年収130万円未満でかつ被保険者の年収の半分未満であるとき。

①と②のどちらにも該当しない場合は、勤務状況によっては社会保険加入となるために、給料に応じた健康保険料と厚生年金保険料（40歳以上65歳未満では介護保険料も合算して13.4%程度）を負担することになる。一方、社会保険加入要件を満たさないのであれば、国民健康保険料（前年所得を基準に算出）と、国民年金保険料（年額18万円程度）を負担することになる。この様に夫婦共働きのケースでは、収入額と労働条件の関係によって世帯の負担額に相当な違いがある。もし、保険料負担が増えた場合にはそれ以上働けばいいのだが、事業主も社会保険料の半額を負担しなければならぬので、現実には社会保険加入を嫌がって基準を下回る雇用契約を締結するケースが多く、自分の意志だけでは簡単にはいかない。

【事例②】

夫婦共働きで妻がパートに出た場合に、妻が自分で社会保険に加入するのと、しない場合の違いは何か。社会保険料や税金、加入基準などはどうなるのか。

【回答】

社会保険の被扶養者となる年収等の加入基準は前掲の通りだが、夫婦で共働きの場合に、その働き方によって所得税と保険料に大きな違いが生ずるので注意が必要である。①その年の1月から12月までの妻の収入額が、103万円以下であれば非課税となり、夫の配偶者控除を受けることができる。しかし、1円でも超えると、妻自身の所得が課税対象となると共に、配偶者控除がなくなるため夫の所得税も増額となる。

②①の収入額とは別に、妻の今後1年間の収入見込みが130万円未満（60歳以上等は180万円）であれば、夫の健康保険の被扶養者になれると同時に、国民年金の第3号被保険者となる。その結果、夫の健康保険料は増額にならないし、妻の国民年金保険料も全額免除となる（免除期間は将来妻の国民年金に全額反映する）。

2006年6月に始まりましたこのシリーズの第2回から今号まで、30回を担当してきました。ご意見をお寄せいただきました読者の皆様はじめ、ご協力いただきました先生方に心から感謝を申し上げます。引きつづき新しい紙面をご愛読ください。(小)



毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

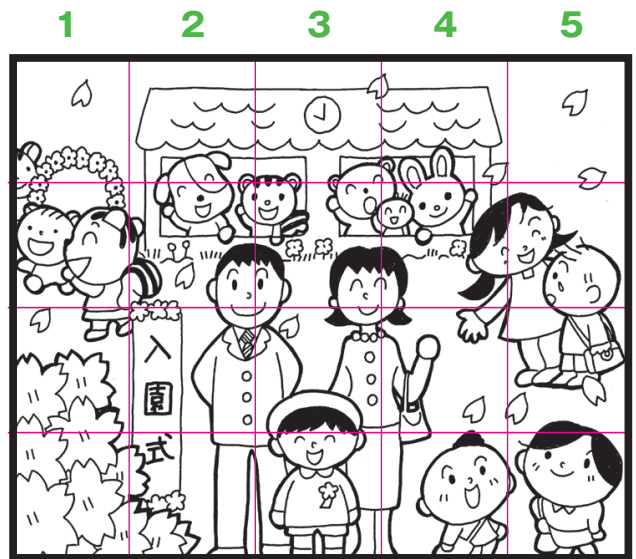
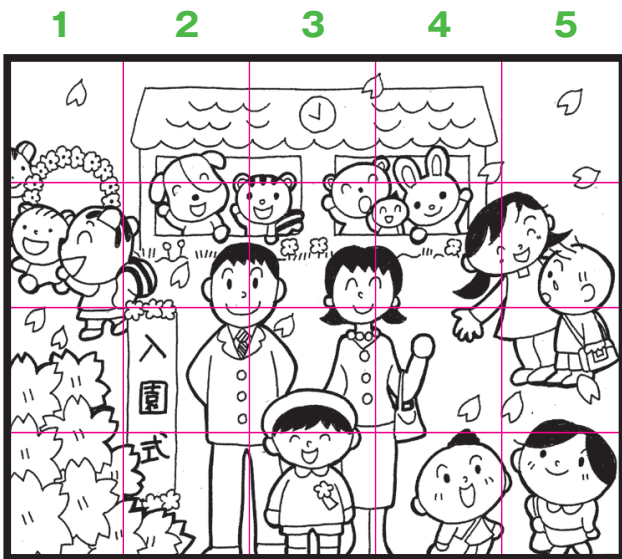
くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」

0120-0399-60029

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

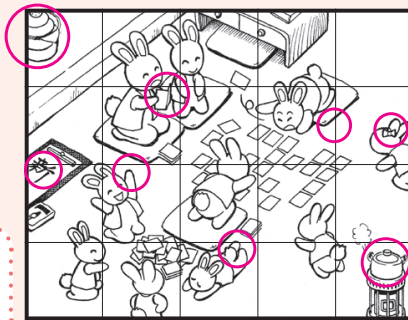


(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ (宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。(意見・要望は匿名で掲載させていただきます)
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
- 締切り3月31日

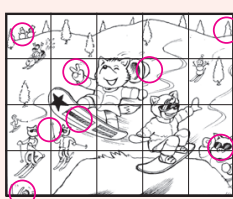
新年号の正解は



当選者
特賞(敬称略)
大口 義人(飯山市)

当選者(10名・敬称略)
内山 栄子(長野市)
荻野 厚(長野市)
阪下多賀子(松本市)
降旗富美恵(松本市)
齋藤あゆみ(上田市)
手塚 千波(上田市)
細川 珠美(駒ヶ市)
高橋健太郎(大町市)
大口 英磨(飯山市)
志水 守(翼輪村)

12月号の正解は



当選者(5名・敬称略)
飯田 亨(茅野市)
池内 一枝(上田市)
川上 浄明(大町市)
木下 博昭(大桑村)
中山 健(徳代町)

山なみ

2月19日、今年も上小労福協主催の「生涯生活サポート研修会」が開催されました。今年で6年目を迎え多くの方が参加し、地区労福協の事業も地域に根付いてきています。また、須高地区労福協では高校生を対象にクレサラセミナーを開催しています。現場の現実味ある話は、高校生の中に深く刻まれたのではないかと思います。労福協の活動は今の現状を何とか自分たちの手でも少しでも良くしようというサポート事業が多いのですが、悪い状況に陥らないために、より良い状況を作り出すための、「サポート役」がすがい役としてその役割を果して行きます。そのような誰もの役に立つ活動が着々と地域でも実施され、労福協が取り組む「生活あんしんネットワーク事業」が少しずつ目に見えてきていることに、希望が溢れてきます。

寒い冬がようやく過ぎ、陽ざしに温かさを感じるようになりました。春はもうすぐそこに来ています。労働組合にとっては春闘の「春」、労福協にとっては「PS(生活困窮者の自立と就労支援)」の春となります。すべての働く者の雇用と生活の安定、そして就職し自立を目指しながら、困難に直面している人を一人でも多く支援するため、力を合わせましょう！(青)



早春の香り、梅の花